

公益財団法人産業教育振興中央会会員規程

(目的)

第1条 公益財団法人産業教育振興中央会(以下「本会」という。)の定款第39条第2項に規定する会員及び会費等に関する必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(会員)

第2条 会費を納めて、本会の事業を援助する者として、次の各号に定める者を維持会員とする。

- (1) 産業経済界・諸団体等会員(「S会員」という。)
- (2) 学校会員(「A会員」という。)
- (3) 個人会員(「B会員」という。)

2 本会の目的・趣旨に賛同して入会を申し込み、理事長の承認を得た賛助会員とする。

(会費)

第3条 維持会員の会費は、維持会員の区分に応じ、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 産業経済界・諸団体等会員(「S会員」という。)の会費は、1口年額5万円とし、1口以上とする。
- (2) 学校会員(「A会員」という。)の会費は、1口年額1万3千円(理事等が別に定める小規模校は1口年額1万円)とし、1口以上とする。
- (3) 個人会員(「B会員」という。)の会費は、1口年額7千円とし、1口以上とする。

2 会費は、原則として毎年度の7月末までに、その年度分を納めるものとする。

(会費収入の用途)

第4条 会費収入の用途は、本会の行う公益目的事業の実施に充てるほか、公益目的事業の実施を損なわない範囲で、かつ、会費収入の20%以内の額を本会の管理運営のための経費に充てることができる。

(細則)

第5条 賛助会員の会費については、別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人産業教育振興中央会の設立の登記があった日(平成24年4月1日)から施行する。